

規制改革推進会議 投資等WG 御説明資料

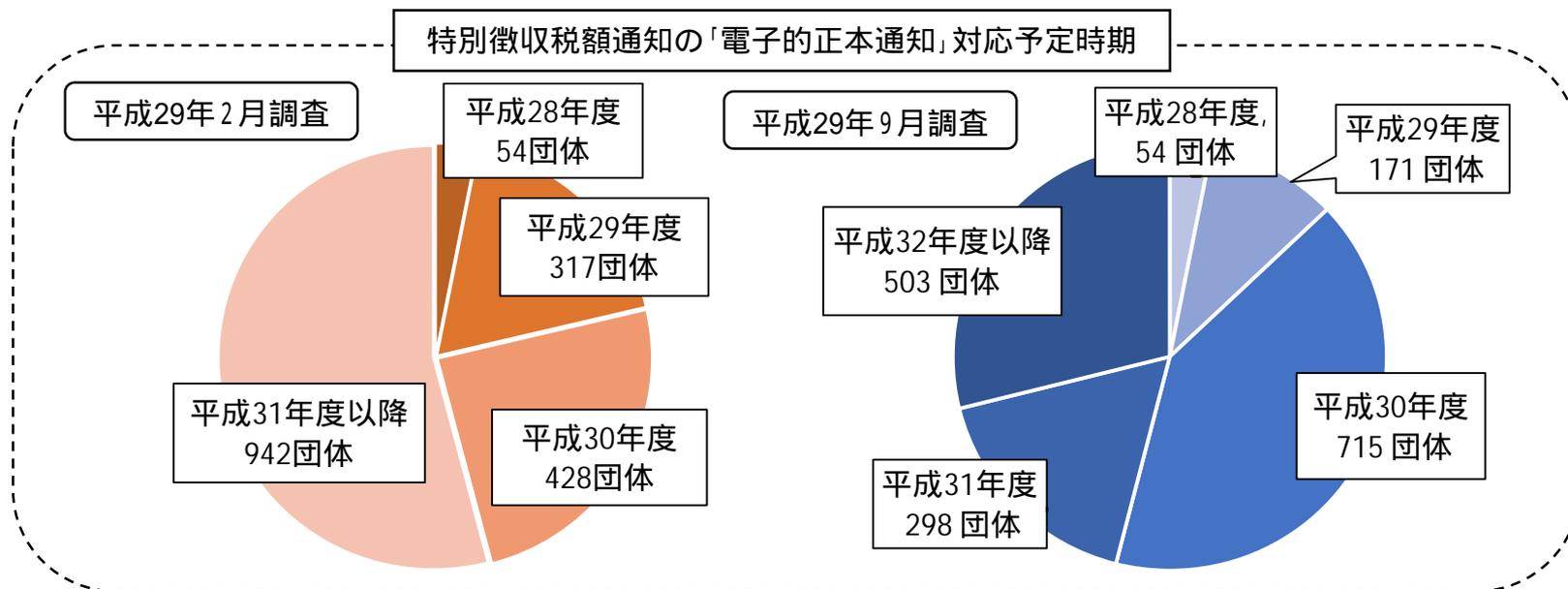
平成30年4月23日
総務省

1. 特別徴収税額通知の電子化等に関する フォローアップ

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化について

平成29年9月に行った調査によると、平成29年度までに対応を行った市区町村は225市区町村(全体の約13%)となっている。

平成30年度以降も電子化に対応できる市区町村が増加する見込み。



平成30年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について

第二 その他

- (3) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報の保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告
(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)

(平成29年11月20日、政府税制調査会)

2. 税務手続の電子化等の推進

(2) 地方税関係

(2-2) 電子申告等関係

(前略)また、個人住民税の特別徴収手続において、給与支払報告書の提出や特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、既にeLTAXを用いて電子的に行うことが可能となっているが、特別徴収税額通知(納税義務者用)は、現在、書面で送付されているため、企業に多くの労力とコストが掛かっているとの指摘がある。そのため、「規制改革実施計画」に沿って電子化を進めるべきであり、具体的には、市区町村がeLTAXを経由して特別徴収義務者に電子的に送付して従業員に通知する仕組みの検討を進めていく必要がある。その上で、給与支払報告書の電子的提出率の向上と併せて、特別徴収税額通知の電子的送付の拡大を図るとともに、将来的には、原則として書面の通知が残らないような姿の実現を目指すべきである。

平成30年度税制改正大綱

(平成29年12月14日、自由民主党・公明党)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

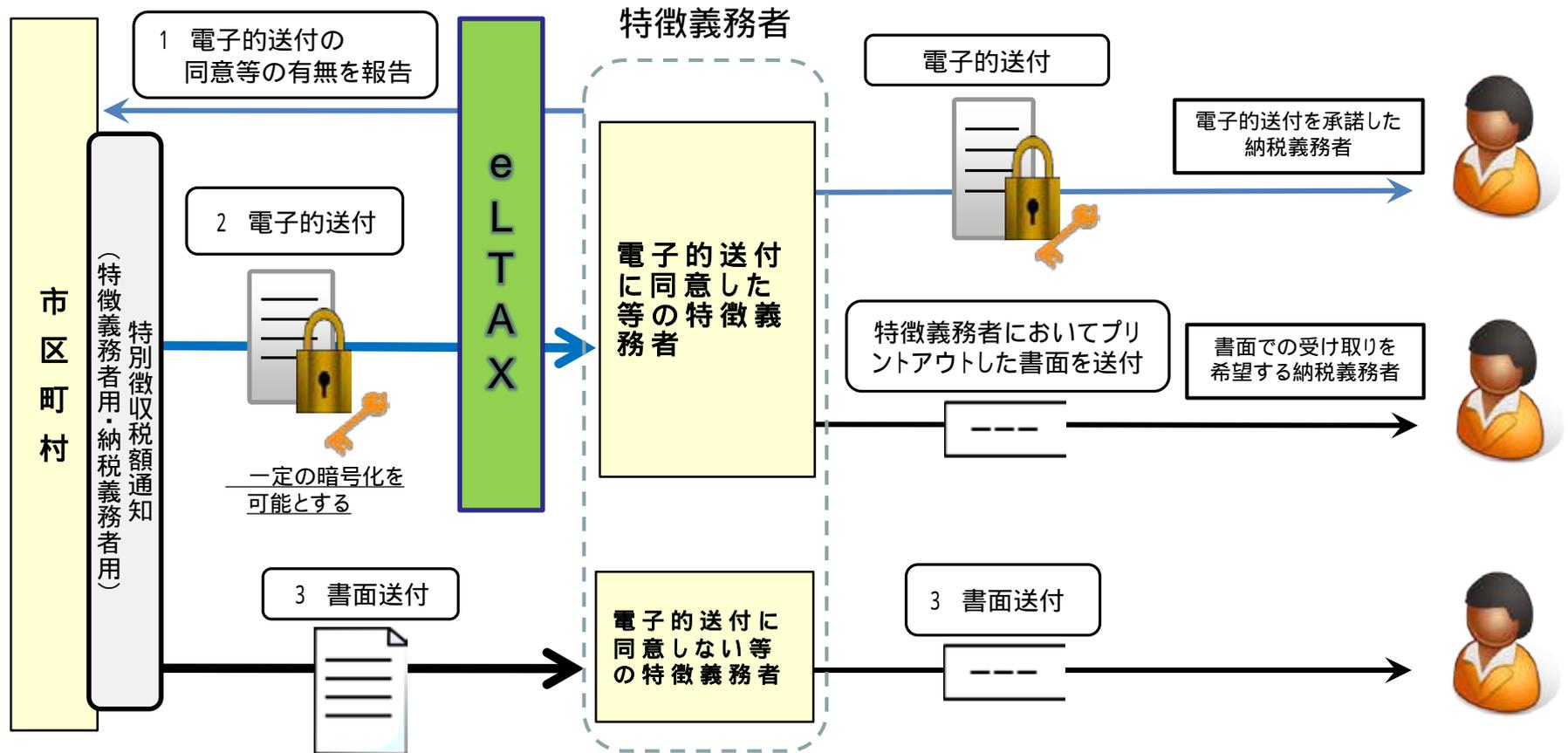
6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進

(前略)給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を行う場合のイメージ(案)

1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告(特徴義務者単位)
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付(通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討)
3. 同意がない等の場合は、従来どおり、市区町村から特徴義務者を経由して納税義務者に書面で送付



2 . 確定申告のさらなる電子化・簡素化 (ふるさと納税関連)

マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る 利便性向上等に関するアクションプログラム

1. 国民の利便性向上

(1) 個人向け

検討事項	施策の具体的内容・実施時期等
1-1 税・年金等に関するオンライン上でのワンストップサービスの提供	<p>国・地方を合わせたマイナポータル提供開始に合わせ、従来それぞれに行う必要があった、国税及び地方税に係る申請・申告・納付等の手続や、年金に係る申請・納付等の手続について、マイナポータルにおいて、税・年金等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスを提供する。</p> <p>その際、マイナポータルの新たな機能を活用し、年金保険料の納付や免除手続等に関するきめ細かい情報提供、入力省力化、オンライン納付、アクセスデバイスの多様化等の利便性の高いサービスを一体的に提供する。</p>
1-2 国民年金保険料の簡便な免除申請手続(ワンクリック免除申請)の導入	<p>国・地方を合わせたマイナポータル提供開始に合わせて、①通知機能を活用して、免除に該当する可能性のある者に対して免除手続に関する情報を提供し、②当該者がマイナポータルを利用して簡便に免除申請を行えるような仕組み(通称「ワンクリック免除申請」)の導入を図る。</p>
1-3 マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化	<p>医療保険者は、関係機関間の情報連携に向けて、被保険者、被扶養者の個人番号の収集・登録を行う予定。これを踏まえ、国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①医療保険者は、各被保険者等に対して、自己負担額等を記載した医療費情報をマイナポータルに通知するとともに、②各被保険者等が、医療費控除の電子申告の際に、当該医療費情報を医療費控除の証明書として活用できるようにする。</p>
1-4 マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化	<p>国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、①ふるさと納税受領地方団体は、ふるさと納税者に対して、ふるさと納税受領金額等をマイナポータルに通知し、②各ふるさと納税者が、寄附金控除の電子申告の際に活用できるようにする。</p>
1-5 税・年金の申告・申請等に係る提出書類の省略	<p>国・地方を合わせたマイナポータル提供開始に合わせ、それまでに、従来、国税及び地方税に係る申請・申告の手続や、年金に係る申請の手続の際に必要な住民票や所得証明等の各種証明書類の提出省略を実現する。</p> <p>(例)・国税(所得税の住宅ローン控除(住民票)) ・地方税(生活保護受給証明書、身体障害者手帳) ・年金の裁定請求や免除等手続(住民票、所得証明)</p>

マイナポータルへのふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化(イメージ図)

- これまで寄附金控除適用のためには、ふるさと納税をした自治体からの受領書を添付する必要があったが、当該自治体からオンラインで受け取るふるさと納税受領金額等の通知を電子申告に活用可能に。
- マイナポータルを利用して受け取るふるさと納税受領金額等の通知を添付して、e-Taxで確定申告。



3 . 年末調整の内容に誤りがあった場合の対応

eLTAX(エルタックス)について

eLTAXは、一般社団法人地方税電子化協議会(全地方団体が会員)により運営される地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。

e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営

